官位訓

内閣

貞

7 3
6250
4止

門 ワ 3
號 6250
卷 4

改

子冬 丑冬 寅 卯 辰

官位制卷之四目録

一 記録所事
二 雅楽寮事
三 王臣差別事
四 菅家北御事

去水五味均平蔵

後醍醐天皇桓武乃法法
光明院乃御宇
品位乃法法
祝部乃法法

附 光明院乃御宇乃時公卿乃事

乃事ハおのく傷仏法人の事

五 名家卿御事

六 官名名乗書変 幷 徒然草卿法

七 参議位署卿事 幷 附 京官除目の起こり

八 勾当内侍の事 幷 姓名位名の起こり

九 准大臣卿御事 幷 附 大臣官職の法

附 内侍所伝授の起こり

久我 基具公被賞卿

十 准三后卿

幷 御后の事

十一 御門跡の発り卿

幷 文御門跡伝授の起こり。公方門跡。

清華御門跡の法。

附 ○僧勢卿

○後円院議定の事

○叡山三門主卿

○南都寺院の事

○東寺長者の事

○三井の長吏の事

○大塔の事

○三上の検校の事

官位訓巻之四

一　記録所

記録所というは紙筆物を記録しくしらひめすし家族ありうるかぎり推号ふんはなもの人さすの僧侶多のしさうれし記録所こいすそ。全七十一代後三条院延久元年より諸国衰微して所民下に苦しむ。摂関家遠御門是を憂ひ乃ち内裏に天満宮の御霊を祭り給ひ天皇宴より出御あつく朝天下の政を聴給ふ後時代よりつく摂関家一家に

九十五代後醍醐天皇の御宇元亨元年より天下大に昇
て百民街に創乃ち〻戴冠を遂〻く紀綱正を糾くん
ぜんとの乃ち弘を関白とし〻〻〻

南こいてる恐縮こいふ四わり

三 五位兵部の事

ふ〻と位とをしの事よおぼへくおとびるくに位のへ
と四ふをいふ強弱こいふ事なり位も同事の中
うくかく尊つの事こふとりはを親王の御ふるあり
たとへば一ふ二ふ三ふ四ふ五ふ位と称ずる
なり親ふく位をのちがいふを正従ふ位ふの正従
あり四位よりハ又正従よりハ下ありて四階ふ〻ふ
子細ことこたまへどて位をふも称ずるよりあるを
参下よ清まりきるをぞう

四 書家の御事

いふをも文盲なる者の書ることのこはつて少ふ
祝こいふ字ふてかふまつぬ句ふ祝ふくいふ
事にをのしねどくと魂こ後曲事すくかうぬ花
ぶう祝ふいふとはしくはしくはのこうあるうぶ遷文ふ
あるふくうのハ正の称宜ありて権の称位あるを
正の祝あり権の祝ありそこ人と吉田賀茂ふ
こと祝をあるこをこにふ野ふ祝のあるこをあるこ
清かうこ祝ふ称ふあるこ白強こいふこをあるこ
ふるこく朔こ付こうふもふこ人祝こく作る書跡

み給れしと錄りに文育あるこゝ一向にさまゝのなれとも
しめべ〜極貧家にて八葉系乃対あく聖廟の流
を汲り御嫡流と云る迄厳しく号し是則聖廟乃御み
方大藤大学頭義東高徳名の嫡くなり御代〻傳
家あく廣学乃更へあるこゝ出生〜給り為ふ聖
廟より千代乃御末み参議正二位大蔵卿義系乃
しるこゝ人を六世乃帝たん御師範〜毎日本ふ源
を中ん儒者こゝ為長の次男刑部丞義系の
一家こゝ出〜給り為長光明寺道家公ゝ
事ん御おあく聖一宗御〜仕ん傳仏二乃傳ゝ中四代

み乃ん〜あり其後為長代源長綱乃次男正二位義系
為長〜ゝ人光東坊城乃祖〜又其後参議義系
五良と云ふこゝ人〜り唐橋の一家出〜り給れと云迄厳
〜り天条及乃家ハ出給ひ五条厳〜り東坊城厳乃
家ハ出給ひ其後又云る迄厳〜り唐橋厳乃家ハ出給
ひ代〻四家乃家ハ納言侍従又文章の博士大問紀等
と業任〜く次第ふ昇進あり故ふ御書勅書宣命
綸旨〜問紀御所ふおあく部書と称り年月と書
給り〜て廟流ふ傳れと天子宸筆と深き恩給ひ

清水の下ふ御日しゐ字ごりと遊されて中勢前ゐり
給ふ中務殿と寄ゐて別よ一通りと寄ゐて御ゐ
下達署宣旨奉行とゐる大改官より遣ゐる大改官後
変あり為又天下定紙書ゐく後ゐ弾ゐ大改官を
と業ゐて為よ一通とゐる其後女人へゐゐゐ
御作法ゐゐ志ゐゐ美家の御ゐ中ゐゐ男ひ
ゐゐべゐかわゐず

五 名家乃御事

名家ゐゐ紙ゐゐ面へぬ如ゐわゐぬゐみひゐゐ
子族ありされど名家ゐ称ずゐゐ日野殿 唐橋殿

柳原殿 烏丸殿 葉室殿 万里小路殿 勧修
寺殿 中御門殿 清閑寺殿 小川坊城殿 是十一家なり
是を名家と称すゐ事ハとのゐく皆儒ゐなり文業
乃德 顯ゐんゐ為ゐ為ゐ家ゐゐゐ初ゐ十一家二流
ゐり日野家ゐゐて大職冠入代乃後裔長岡大臣
門唐名ゐ御子従三位まゐ夏ゐゐゐ門唐の長男ゐる
ゐ倭紀ゐゐゐゐれど家業ハ代ゐ冬嗣ゐゐ為ゐ
て是と家伝ゐ光大臣ゐゐ為ゐ和ゐ為ゐゐ十代
乃後ゐ日野中納言俊光ゐゐ為ゐゐ後醍醐天皇の
御ゐゐ俊光ゐ子息三人ゐり長男と資名ゐ為

ようて日野と継ぎ給ふ沢男と資門でしようて柳原殿
乃元祖し三男と日野中納言資朝でしようて
なりへづまと太平記乃時ら知れ給ふ人の
家来なり正資朝ゆゑ俗世ようく罪ひて其子
新蔵ようてゆうのまとを中絶ようや
法なり日野殿ようわりの絶ふ柳原殿傳乃
正四家成日野家し称しようく名家乃一流ようく拾遺と
て初任わりし給ふ梅今一流ハ勧修寺家とようて
乃六男忠仁乃御末門舎人良つ乃御子勧修寺
大臣高藤乃御末中納言高棟ようり其家ら殿乃御

家称ようり後正三位資房ようり清閑寺殿乃御家称り
又権中納言俊実ようり小川坊城殿乃御家称りし
正二位権大納言俊経ようり中御門殿の御家称り方
里小路殿ハ平記ようし人の絶ぬ家ハ
ゆの御末し葉室殿ハ頼隆ようて称りようてのく七家と
勧修寺家し称して延尉ようく橋殿ようり
立位の時ら禁ようし是名家の御紹摸と称殿

(六) 殿と称ようり上ら書申

官ようり殿ようし書と四舎の人ら絶と称殿ら
殿のようしようり称ようしようとしてようちようあるようなりようし

なりの人を天子より下されて官をしていつまとそなふ
とりのふみを毎月やしなわれ給へ。徒然草に部屋に
納えをくひとり人と書そうろう。素姓の繁てきて居
らず定りそうろう事をかけ上人自書時々書とうへ
あるべきを下ふ書べ他ありハクわ。とうへ。かりて安紙下
ふ書ゆ身分の後なんり何某法橋、法印何某分
ハ名をひ野り

七 参議位署乃つゆ

姓乃朝臣名乃朝臣とかくべきなり。俗事をもて
ゆくべき族あり先参議とつゆる大政官ハ決官なり

根源を正四位下なれども二三位ふいそうつくも勅官の
例なり。大臣大中納言より参議天下の政を議ずゆへ
参議ゆすべ。されども職掌ハ外ふわ官
よあり。後人王四十二代文武帝大寅二年五月おれ
参議六人と書べく位三位大伴安麻呂四位下粟田真人
朝臣とあり。中官元乃ゆ。四十三代
元明帝の時中納言。四十四代元正帝頼老元年十月
藤原房前ゆ位。後の聖武帝天平元年小槻
参議三人をもつて四人定報とあり。八人定報
古今ハ。これ参議ハ諸臣四位以上の人ゆ

事勅をうけて大臣参議の職をつとめ
正官ふかくばかりの人は京官の除目にはまた任じ
相伴の例なり参議よりくだりて四位五位に任じ
うへよりくだりて何某朝臣と称ずたとへば参議右京権亮
朝臣の類ひなり三位以上は任ずるに姓をとうへ
ばくだりて姓の朝臣と称ずるなり右京権亮
類いこれなり朝臣姓の朝臣とつかふ是なのあるも
者なり

(八) 内蔵寮内侍の事

内蔵寮内侍の事は太平記にくはしくしるしたり

あるべきなり内侍の職は内蔵寮内侍と内侍掌
侍とあり内侍掌侍は長橋局と称ず長橋局
は長橋殿ともいふ長橋局の局は公方より賜ふ
次に内蔵寮内侍は公方より賜ふ
内蔵寮内侍は長橋局と是ゆへ法華経をよみ
内蔵寮内侍は長橋局と書出し
行ふ女と女奉書とかく所つ緋袴者の官位を長
橋局の所領ひて上臈へ仕へ給へ

(九) 准大臣の事

儀同三司といふ位百人一首よりあり左衛門人の事也
地下にて一人あり儀ずまうく是を大納言とかく

勲労ありしまた人と大臣に宣下あるべきを
大臣の欠なくして年をふる時は大臣に准ぜらるる
いつの年かくだりの大臣内大臣に三員より後は同じくこれを称
するなり高倉院の宮と申すは後白河の院の
ふたつの宮にて其後は内大臣よりはよりかはる
つぎ給ふもわろし人王四十二代文武帝大宝三年正月より
皇子三品刑部親王知太政官事なりしかるに四十四代元正
帝霊亀四年に一品舎人親王四十五代聖武帝天
平九年に参議従二位大炊王淳仁帝天平勝宝三年に知太
政官事なりしかるにいづれも三品の内親王なり

二品親王なりしかるに大臣に准じて天平中の
頃と聞えしかるに知太政官事と号し
其後二百七十年中絶して六十六代一条院寛弘五年
帥伊周太宰府より帰洛ありしかるに九年の間未だ准
じ給ふの時大臣に准じ給ふの時なりしかるに儀同三司と
称じ給ふ是より五百七十四年と申すに九十代後宇多
院弘安七年従一位久我基具公特学院の別当と辞
し給ふ同二月五位蔵人定光勅使にて大臣に准じ
朝参すべきのよし宣旨下る基具辞退
てしばらく儀同三司と号す其後九十六代伏見院正慶

五年に定實公九十三代後二条院嘉元三年に実家公
皆准大臣の宣旨と蒙り世に九十五代後醍醐帝建
武元年二月に清家卿の宣房卿名家卿大臣
小准し給ふ其後名家准大臣の例希し百代後土
御門院文亀元年に廣橋大納言綱光卿百七代正親
町院天正二年に勧修寺大納言晴豊卿准大臣の宣旨と蒙り世に皆ひろく知渙の所なり

十 准三后の御事

准三后と号し奉り准后と称じ奉る職と御門跡
ぐとかけ〳〵ものと始りきよ地しのくさるくいひ

志ある族多し〳〵まづ准三后〳〵は大皇太后宮太后宮皇太
の御祖母〳〵皇太后宮は皇太子の御母〳〵皇后宮皇
太子の御妻〳〵山三后ふ准ふ〳〵准三后〳〵と太
准后とも称し奉る〳〵是皇〳〵門跡ぐふ称せ〳〵〳〳
きぬにてぐぬと称り給へぬ〳〵故も皇太子ふ
后位御傍ちく〳〵なる御〳〳后ぐふ皇太子の
ちつ〳〳く出家きれ大切ふ地ぐ〳〳め寺御〳〳〳〳〳〳
ぬぐ〳〳記御ふく准三后の職と宣下と蒙り世に
御寵恵ぬ〳〳〳〳〳〳

御門跡の事我愚痴の族なれども思ふ事を
あらぬ中おのひとりごとのごとうばきしきまざなし山法
や称ず分事ハ人王五十九代宇多天皇寛平八年八月
より光孝天皇八御願より偽く大岡山より仁和寺と草創あり
是を御室と号ス寛平法皇ハ出家基あるゆ偽く御門
ハ跡をとゝめ奉く御門跡と称すの始り門跡乃号もあれ
ども始ハ物ゝ称ス成ハ帝王乃御連枝等御師と
おゝ法門ハ入出家ハ新王宮トあり御ゝ御ゝ
常の新王入ハ出家ハ一品ましまの御品ハ
法親王この御位ハ仁和寺ハ始御門跡と称しまく

十二

十二 備撰ハ

仁和寺ハ御門跡の開基ハ寛平法皇の御寺なれ
ど自餘ハ限ゝ人ゝ法皇ハ備撰ハ宮門
跡ハ上首ハ必一品新王自餘ハ皆門跡ハ二品新王
御住職ハ宮ハ寺ハ拾家の法連ハ利益ハ
釋門ハ入ハ拾家門跡と称しまく又清華の御息ハ
ハ清光門跡ハ称ス

十三 清涼殿天皇敬文事

清涼殿天皇ハ五十二代清涼殿院と改めて大覚寺と号
貞観十八年二月十五日ハ清涼殿天王乃故墟なり

天門跡なり根小野の禅心院弛弼の三寶院八橋家つ紙
なり山科の勸修寺を清花門跡とつゝた遊代ハさかわ
ずゐとの五ケ寺ハ真言宗なるゝ東寺の門跡なり

㊂ 後白河院離宮の所

大仏の妙法院御門主のもゝ先を七十七代後白河院の
御所今熊野法住寺とゝ離宮ゝ成うつされしよりも
法親王家と成うつよ是則叡山九三門跡の三ツ
なり又後醍醐天皇の西之大塔宮とゝ申奉
きの中ゝ成軍ゝ為くなゝ白川ゝ成ゝ
天台の光をゝ今考ふ橋井法親王ゝ傳の中ゝ

山天台宗

㊄ 叡山三つ跡の事

小原之園融院を六十四代円融院の御願ゝ成宮ゝ
なり。粟田口の青蓮院御門跡を後鳥羽天皇の御跡
ゝて天御門跡ゝ成ゝ竹裡曼殊院八明暦三年小山ゝ
一宗寺ゝなりて良尚法親王御開基ゝ叡山の毘
沙門堂八世ゝ清華門跡とゝ申ゝ名天台宗ゝ根円融
院青蓮院妙法院八山門の光を成兼ゝ成ゝ叡山
の三門跡と称すゝ

㊄ 三山検校の事

洛東の聖護院は後鳥羽天皇の所用基宮門跡なり熊野本宮新宮那智三山の検校代々この院兼帯す裏金寶相院を又門跡と三井寺の円満院は世々公方門跡と称し奈良の法上三ケ寺は天台宗なり三井寺の長吏を係る南都の一乗院は公方門跡同大乗院也摂家門跡は二ケ寺と南都の興福寺を兼帯す東山なん智恩院を又門跡なり浄土宗門なん門様栗とや

（十七）

お願寺殿　一向宗の本願寺を俗に称ずる事元亨の事

あるず人王百四代後土御門院の四時より はじめ りそうり
そうたるおぼしきあり天下大乱ふるくれ軍まさまの義政
走りまどひ西京を治中より乱入し退出せざる又遂に諸
国七ヶ所おとりくらし己れ分国を奪ひ和
家代々只欲心強盛の時なれども仁義礼法の理も知
恵信義勇の道ばかりをかけまはらつよ
くて威あるものをせるふるびこるみなを重ねの費を
うちうちを忍其法をせそ新御領地を悪く押とり
きをせるんで梦のごとくなり所詮おの
れ古反忠儀と称んで法の其功稜辱の名誉称とて

准つ絵の宣下と蒙り給ひ
きとかく者多き中 天恩乃
ひとつとして程院家坊官の
ものこそ
みつ命盡十方乃法味をかぐ
ぐ岡山親寫上人乃
我流乃法儀乃
みて末の代今ぞ
ぞえける

本庄

巻之二終

活花秘傳圖式 全五冊 初代人ゆくも山まで成るゆゑ員は小花をいけらる秘伝成形ひとる書なり

遠州流挿花意匠

同 後編 三冊 三編 近刻

初編 三冊

京都書林 勝村治右衛門
大坂書林 山城屋佐兵衛
東都書林 伊丹屋善兵衛
河内屋源七郎
小林新兵衛
英文藏
菊屋幸三郎
板

馬喰町四丁目